

## サッポロビール「働き方改革2020」 ～より柔軟な働き方を可能にする制度を本格導入！～

サッポロビール(株)は、2017年12月を皮切りに「働き方改革2020」で本格的に新制度をスタートします。当社は今年「仕事の生産性向上」「生活の充実」「心身の健康」を目的とした「働き方改革2020」をスタートし、制度運用に向けてのテストなど新たな取り組みにチャレンジしてきました。その結果、想定以上の成果をあげたため、より柔軟な働き方を可能にする制度を本格的に導入します。

これらの制度を効果的に活用しながら「働きがい」と「働きやすさ」の両面で従業員をサポートすることで、当社の商品やサービスを通じて経営理念である「お客様の生活を、より楽しく豊かに」を実践していきます。

### 記

#### 【改定・導入する制度】

##### 1. テレワークの制度改定（2017年10月23日より）

現行の在宅勤務制度の条件を緩和し、テレワーク制度に改称する。

「月4回まで」と決まっていた回数の制限を廃止し自宅以外の滞在先のホテル、移動中の新幹線などでも、業務に集中できる場所であれば場所を問わずテレワークを行える。また、申請も1ヶ月前から当日申請可に変更する。

##### 2. スーパーフレックス制度導入（2017年12月1日より）

コアタイムを設定しないフレックスタイム制度を導入する。フレキシブルタイムは5:00～22:00までとする。短時間勤務制度の適用対象者についても制度対象とする。

##### 3. 時間有休制度導入（2017年12月1日より）

1時間単位での有給休暇の取得を可とする。最大使用回数は年間40時間（5日分）までとする。

#### 【活用事例】

- ・午前中は自宅でテレワーク勤務を行い、午後から担当の営業エリアへ直行する。（移動時間の削減）
- ・家族を介護施設に連れて行き、待機時間中に施設近くのカフェで勤務を行う。（介護と業務の両立）
- ・9:00～21:00勤務とし、15:00～19:00を中心抜けの休憩にし、子供のお迎え・家事等を行う時間として活用する。（育児と業務の両立）
- ・6:00～14:00勤務とし、14:00以降に自己啓発・趣味の時間に充てる（ワークライフバランスの充実）
- ・10:00～12:00を時間有休として取得し、通院や役所手続きなど個人的な用事を済ませ、また会社に戻り、勤務を再開する。

**【対象者】**

サッポロビール全従業員

スーパーフレックス制度については、交替・時差勤務者は対象外となるが、交替・時差勤務職場のシフト時間をきめ細かく設定することで、より柔軟な勤務時間の設定を可能とする。

前日の就業時間から翌日の始業時間まで、一定の時間をあけるインターバル制度については、2018年4月1日より導入予定。

以上